

令和7年度埼玉県住所地外高齢者
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
定期予防接種相互乗り入れ接種料金表

鶴ヶ島市

相互乗り入れ期間：令和7年10月1日～令和8年1月31日

インフルエンザ	<p>① 一般対象者 4,220円 (自己負担金 1,500円)</p> <p>② 生活保護・非課税対象者・ 中国残留邦人等支援受給者 5,720円 (自己負担金 0円)</p>	税込み
新型 コロナウイルス 感染症	<p>① 一般対象者 5,770円 (自己負担金 11,500円)</p> <p>② 生活保護・非課税対象者・ 中国残留邦人等支援受給者 17,270円 (自己負担金 0円)</p>	税込み

予診のみ

委託料 3,520円（税込み）

以下の対象者については、予診票と併せていずれかの添付書類が必要です。

- ・生活保護受給者：生活保護受給者証の写し
- ・中国残留邦人等支援受給者：本人確認証の写し
- ・非課税世帯対象者：①個人負担金免除決定通知書
- ②限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（区分才、区分Ⅰ又はⅡ）の写し
- ③介護保険料額決定通知書又は介護保険料更正（決定）通知書（段階区分1～3）の写し
- ④後期高齢者医療資格確認書（限度区分が区Ⅰ又はⅡ）の写し
- ・60歳以上65歳未満の対象者：身体障害者手帳の写し又は医師の診断書の写し

（参考）

【インフルエンザ居住地内接種期間】 令和7年10月1日～令和8年1月31日

【新型コロナウイルス感染症居住地内接種期間】 令和7年10月1日～令和8年3月31日

※初めて鶴ヶ島市に請求する場合は、市所定の様式で口座登録情報の手続きが必要ですのでご連絡ください。また、口座情報（理事長名や口座番号等）に変更があった場合も同様です。

問い合わせ先

鶴ヶ島保健センター 感染症対策担当

住 所：〒350-2213

鶴ヶ島市大字脚折1922番地10

電 話：049-271-2745